# 第110回サービス統計・企業統計部会 議事録

- 1 日 時 令和3年6月22日(火)14:00~15:15
- 2 場 所 遠隔開催(Web会議)
- 3 出席者

#### 【委員】

椿 広計(部会長)、岩下 真理

# 【臨時委員】

菅 幹雄、成田 礼子

#### 【審議協力者】

経済産業省、日本銀行

## 【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課:上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室:沓澤室長ほか

### 【事務局(総務省)】

統計委員会担当室:萩野室長、吉野政策企画調査官 政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について

## 5 議事録

○椿部会長 それでは、定刻より少し早いのですけれども、全ての方が御参集いただいていると伺いましたので、ただ今から第110回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

緊急事態宣言は解除されたものの、東京都にまん延防止等重点措置が実施されているため、今回もWeb形式での開催となります。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、感謝申し上げます。

本日は、6月1日の第1回の部会に引き続きまして、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について審議を行います。どうぞよろしくお願いします。

前回の部会では、審査メモに沿って、Ⅲの科学技術研究調査の変更の1、(3) 集計事項の変更まで審議を行いました。

本日の部会は、大きく分けて3部構成で行いたいと考えております。まず、前回の部会において、委員などから再整理、報告を求められた事項などについて、調査実施者から説明していただき、審議を行います。その後、資料2の審査メモにおける残りの事項について審議を行います。そして、最後に答申案の取りまとめの方向性について御審議いただければと考えております。

それでは、まず本日の配布資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。よ ろしくお願いします。 ○柳堀総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官室主査 本日の配布 資料については、議事次第にありますとおり、資料1として、調査実施者からの追加説明 資料、資料2と資料3は前回資料と同じものになりますが、それぞれ審査メモと調査実施 者の説明資料、資料4として答申の素案となっております。また、参考資料として、前回 部会の議事概要も付けております。さらに、資料番号は付しておりませんが、席上配布資 料として、出席者一覧、座席図、5月26日の統計委員会での諮問の際の主な御発言をお配 りしております。

資料に過不足等ございましたら事務局に申し出てください。事務局からの説明は以上です。

### ○椿部会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議は16時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性もあります。そのような場合、御予定のある方は御退室いただいて結構です。以上、よろしくお願いいたします。

それでは早速、前回の部会において委員などから再整理・報告を求められた事項について審議します。まず、資料1に基づき、調査実施者から説明をお願いいたします。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 それでは、経済産業省から最初に回答させていただきます。

まず、資料1の1ページめくっていただきまして、1ページでございます。御指摘事項 ①と記載してあるところでございます。

「組織再編行為の状況」の変更案について、以下の点を検討する必要があるということで、AからEまでの5点を御指摘頂いたという認識を持っております。

まず、Aでございますが、合併について、「新設合併」と「吸収合併」の2つの選択肢に 分けるべきではないか。

続きまして、Bでございますが、会社分割についても、Aと同様に、「新設分割」と「吸収分割」の2つの選択肢に分けるべきではないか。

続きまして3点目、Cでございますが、事業譲渡について、「事業・資産の一部を他社に 売却」と説明されているが、「資産の一部を他社に売却」するだけでは、通常の事業活動に も該当するため、この説明は修正するべきではないか。

4点目でございます。Dでございますけれども、事業譲渡について、全部譲渡と一部譲渡の2つの選択肢に分けるべきではないか。

最後5点目、Eでございますが、現行調査では存在しています「事業譲受」の選択肢が変更案では削除されているが、引き続き把握する必要はないのか。

この5点の御指摘を頂いている認識です。これに対しまして御回答させていただきます。まず、Aでございますが、合併については、御指摘のとおり「新設合併」と「吸収合併」の2つの選択肢に分けて把握することに対するニーズに対して、政策部署にも確認しました。経済産業省産業組織課に確認したところ、御指摘のとおりに分類した方が正確であるものの、分類されたデータを利用することが現時点で想定されていない、していないということです。

もう1点といたしましては、それほどの記入者負担にならないのですけれども、現実問題その選択肢を増やすことで未回答になる懸念もあることから、これらのメリット、デメリットを考慮した上で、本件に関しましては申請どおりの選択肢とさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、Bに関してでございます。「会社分割」について「新設分割」と「吸収分割」の2つの選択肢に分けて把握することに対するニーズについて、こちらも政策部署に確認したところ、御指摘のとおりに分類した方が正確であるものの、Aと同様でございますけれども、分類されたデータを利用することは現時点で想定していないということです。未回答になる懸念があることもAと同様でございます。最終的にこちらに関しましても、申請どおりの選択とさせていただきたいと考えております。

3点目、Cでございますけれども、「事業譲渡」について「資産の一部を他社に売却」するだけでは、通常の事業活動にも該当するというのは御意見のとおりでございます。

今回、諮問申請しております経済産業省企業活動基本調査の調査票案を表示していただきました。これに沿って御説明させていただきたいのですけれども、本調査では、組織再編行為の内容について選択する前に、直近1年間に組織再編行為の有無を確認し、と記載してあります。具体的には、調査票の真ん中にある、1の企業の概要の枠の中の(5)番目でございます。ここに、枠囲いの中の項目で、2021年4月以降の組織再変更について該当する番号を選んで〇を付けてくださいということで、あるかなしかを、まず事前に選択する。それで、ありの場合に関して、更問いで、今回御議論いただいているところの選択肢に移る構造になっている状況でございます。この仕組みを取っているために、通常の事業活動は該当しないことから、事業資産の表記の修正は行わず、申請どおりとさせていただきたいと考えております。

4点目、Dでございます。「事業譲渡」を「全部事業譲渡」と「一部事業譲渡」の2つの選択肢に分けて把握することに対するニーズについて、こちらも政策部署に確認したところ、AとBと基本的には同じような確認でしたが、こちらに関しましては、「一部事業譲渡」ではなく「全部事業譲渡」を含めた、全体の事業譲渡の件数について把握したいというのが、この政策部署の意向でもありました。

このこともありまして、選択肢の表現中、今現在「一部」と記入しているところのこの「一部」を外させていただきまして、網羅的に把握するような表記に修正することとしたいと。この部分に関しましては、我々が変更申請した部分に関しまして、修正を加えることにさせていただきたいです。

最後、Eでございます。「事業譲受」の選択肢を把握する必要について、政策部署に確認したのですが、「事業譲受」については、「事業譲渡」を把握することで、事業譲受を調査しなくても、ほぼ把握できるのではないかと。具体的には譲渡と譲受は表裏の関係のため、必要ないという判断を、政策部署はしたところでございます。

ただ、再度我々で検討したところ、事業譲渡と事業譲受が本調査の対象企業範囲内で行われるとは限らない。要は、本調査が我が国の全体の企業ですとか企業規模、全産業を対象とした調査ではないことから、それぞれ継続して把握した方が各種の利活用にも資する

という結論に至りました。このため、事業譲渡と同様に事業譲受も、当初、「一部」の記載が削除案の以前の状態、令和3年までの調査票には、この譲受に関しましても「一部」が入っているのですが、この「一部」の表記を外して、選択肢として削除しないこととして修正したいと考えております。

繰り返しになりますけれども、DとEに関しまして、経済産業省で申請した内容を変更させていただきたいという形です。

最終的に整理しますと、変更申請案では、7通りの区分をお願いすることにしていたのですが、この事業譲受を加えて8通りの選択肢で、最終的に整理させていただきたいと考えております。

続きまして、3ページでございます。御指摘事項②の部分でございます。こちらに関しましては、審査メモ $\Pi$ の1の論点 cに対する回答といたしまして、二次利用に支障がないことを挙げているが、本来的には二次利用ではなく、まず、一次利用の状況について確認するべきで、そのことを踏まえて、回答を修正するべきではないかと御意見を頂いております。

これに対する回答でございますが、御指摘のとおりだと考えております。 Ⅱの1論点 c に対する回答を、以下のように修正させていただきたいと考えております。

読み上げさせていただきますが、事業の外部委託の状況のうち、関連会社に係る調査項目を削除(表4の④)することについては、統計利活用されている内閣府等にも確認し、当該項目の削除は支障がないこと、当項目を利用している省内政策部署に対してヒアリングを行った結果、重要政策と直接関連するものではなく、削減について問題ない旨の同意を得ていること、また、内閣府等主要府省からの二次利用申請において利用する項目として申請実績がないことから、利活用に支障はないと変更させていただきたいと考えております。

ちなみに、この2行目に記載しております「統計利活用されている」という部分でございますが、内閣官房の統計改革推進室で取りまとめております、利活用リストというそれぞれの統計調査のどのようなユーザーが利活用をされているのかというデータに基づきまして確認した結果、経済産業省企業活動基本調査を利用していると回答した内閣府を含めて6府省の方々が利活用されている状況でした。この6府省に関しまして、前回6月1日の審議を終えてこの御指摘を頂いた後で、再度確認をさせていただき、それぞれの府省から支障がないと回答を得ていることを付け加えさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

- ○椿部会長 どうもありがとうございました。引き続き、総務省の方、よろしくお願いいたします。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 それでは、資料4ページ目を御覧願います。端的に申し上げますと、科学研究費に、研究者の方々が登録をしている中、そういった行政記録情報としてデータベース化が進んでいるこの内容を活用できないかと御指摘があったと承知しております。
  - 一応確認させていただきました。科研費に関する申請の流れを確認させてもらったとこ

ろ、府省共通研究開発管理システム、通称 e - R a d に研究者を登録して、科研費電子申請システムを通じて、応募や実績等の申請手続を行っている事実があるということ。また、科研費以外の府省が所管する競争的資金についても、この e - R a d を通じて一連の事務を進めていることが確認できました。

ただ、これらのシステムが保有する情報の利用に関してですけれども、e-Radに関しては、利用規約を個々の研究者に示して情報提供してもらっています。この利用規約に一、二、三号に使うと記載してありまして、端的に申し上げますと、この中に、総務省が統計で使うことが、利用上書かれていないため、それは使えないことが現時点で明らかになったということです。

使えるケースは何かと申しますと、このシステムの運営・管理のため、あるいは研究開発を評価し、総合戦略等の企画立案のため、内閣府が適切に使うということです。他には、研究者が所属する機関内で使うということ、それから、本システムの申請手続の運営管理のために、国、独立行政法人で必要な範囲で提供できますが、統計利用は入っていません。また、科研費に関しても、個人情報の目的外利用は想定されていない上に、データ化に要する作業期間を考慮すると、例年12月に我々の集計結果を公表しているわけですが、それに間に合わない事実も分かったため、現時点ではなかなか使用は難しいとお伝えさせていただきます。

ただ、上記のほかに、負担軽減に資する行政記録情報の存在が確認できれば、スケジュールや結果精度の面も含めて、統計作成への利活用の可能性は絶えず考えていきたいと考えております。

なお、統計作成への利活用が可能な場合で、例えば、科研費も使えるとなったとしても、 行政記録情報で代替できる項目については、例えば、当該大学で科研費を使えることになった、でも、科研費を除いて研究費を報告してくださいという作業が発生するというのは 明らかで、それが実際に、そのまま報告する方が楽なのではないかという考えもあります ので、実際に使えることになったとしてもきちんと大学等にヒアリングを行って、負担軽 減に本当に資する、かえって手間になるのではないか、そういったこともきちんと検討し た上で、このような情報は使わなくてはいけないと承知しておりますので、そういった点 も含めてきちんと検討していきたいと考えています。

回答、以上です。

○**椿部会長** どうもありがとうございました。ただ今の御説明につきまして、御意見等あれば、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

まず、経済産業省企業活動基本調査から、成田臨時委員。

○**成田臨時委員** 御検討いただいてありがとうございます。新設合併とか吸収合併、新設分割、吸収分割とか分けられても、あまり利活用の面で関係ないということであれば、合併とか分割とかだけでもよろしいかと思います。

また、定義の中で一部というのを書いてあったのはそれを修正されるということで、全部事業譲渡とかも把握できるようになりますし、また、事業の譲受の方も、やはり把握された方が良いという御結論なので、こちらの修正案でよろしいかと思います。どうもあり

がとうございます。

○椿部会長 どうも御意見ありがとうございました。いかがでしょう、大体今のところが 非常に重要なポイントだったかと思うのですけども、ありがとうございます。

ほかに、経済産業省の御説明に関して、御意見等ございますか。 菅臨時委員、よろしく お願いします。

○**菅臨時委員** 菅でございます。二次利用の件ですけれども、この記載ぶりで結構だと思います。

もう一つ、その後の御説明についても良いと思います。それだけです。

- ○椿部会長 まずはそこまでということで、分かりました。二次利用に関しても前回の回答をこういう形に修正することで、妥当ではないかということでございました。
- ○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 すみません。1点だけ補足です。
- ○椿部会長 よろしくお願いします。
- ○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 先ほど御説明し忘れてしまったのですが、今回追加した部分に関してのところが、前回菅臨時委員が御指摘された一時利用に該当する部分だということは御承知だと思いますけれども、一応確認の上、追加で発言させていただきます。
- ○椿部会長 どうもありがとうございます。前回、菅臨時委員から、確かにこのような意 見があったと承知しておりまして、それに適切に答えていただいたかと思います。どうも ありがとうございます。

経済産業省企業活動基本調査の方に関して、ほかに御意見ございますか。

それでは、科学技術研究調査の方、いかがでしょうか。まだ、システムはあっても統計で使うというのは難しいという話でしたけれども、これもよろしいですか。基本的にこういう形のものが使える体制に関しては常にアンテナを張っていただくということで、調査負担の方の軽減は、徐々にしていただけるということでよろしいですか。

分かりました。それでは、2つの調査に関して、基本的に前回の対応に関しては十分妥 当な修正をしていただいたと考えます。

そうしますと、基本的に私どもとしては、経済産業省企業活動基本調査の方について先ほどの7項目を8項目にする修正を、これを答申のときにきちんと入れていくことが必要かと思います。それでよろしいですね。

では、そのようにまとめさせていただきます。本件につきましては、調査実施者の方々で非常に適切に対応して、修正も提案していただいたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、前回の部会において整理が求められた事項という欄につきましては、以上のような修正が入ってくることを前提に、議論を次に進めさせていただきます。

次は、個別事項の審議になりますけれども、「今後の課題」への対応状況について、審査 メモに従って、残された論点に進みます。

審査メモの10ページから11ページの2の「今後の課題」への対応状況、これを事務局か

らまずは説明願います。

○中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官 では、資料2の10ページを御覧願います。「2 統計委員会諮問第92号の答申(平成28年9月29日付け統計委員会第7号)における「今後の課題」への対応状況について」でございます。

いわゆる前回の答申、科学技術研究調査につきまして、諮問第92号の答申で、以下の検 討課題が指摘されていまして、大きく3点ございます。

1つ目が、「開発研究」の定義変更に伴う対応でございまして、性格別研究費における「開発研究」の定義変更に関し、調査実施に当たっては、定義変更の趣旨を報告者に対して十分に周知するとともに、審査の際は、変更に伴って生じ得る報告者の回答状況や集計結果への影響について検証すること。

2つ目が、フラスカチ・マニュアル等への対応でして、フラスカチ・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とされている事項の把握について、引き続き検討すること。なお書きで、検討に当たっては、前項2のただし書きに留意する必要があるということで、そのただし書きは、この注のところに書いてある部分でございますが、大きく3つございまして、1つ目が、フラスカチ・マニュアルの全体像と本調査における調査事項との対応関係を俯瞰する資料を整理し、検討の参考資料とすること。2つ目として、民間利用者の要望も広く聞いた上で、調査計画を策定すること。3つ目といたしまして、調査票丙のうち、大学については、今後、大学本部で調査できるものと、学部単位で調査した方がよいものとに分ける可能性について検討すること。この3つが、ただし書きということで留意すべき事項として挙げられてございます。

3つ目が、消費税の取扱いの検討でして、本調査では、消費税込みでの回答が求められていますが、報告者の負担軽減の観点から、この税込みか税抜きかについて報告者が選択できる方法、やはりこれは、経済センサス-活動調査等で導入がされている方法とで、この選択式を採用することの可否が検討課題とされておりました。

その下の審査状況を御覧願います。

まず、1つ目、「「開発研究」の定義変更に伴う対応」について、総務省は、まず、報告者への周知に関しては、変更直後の平成29年の調査において、調査関係書類として「調査項目の変更のお知らせ」を作成し、その調査項目等の変更に関する周知を行った。2つ目としまして、平成29年の調査とその前後2年間の調査結果で検証をしたのですが、定義の変更による集計結果への著しい変化は見られなかったとしてございます。

2つ目の「フラスカチ・マニュアル等への対応」でございますが、総務省は、同省が主催した「科学技術研究統計研究会」におきまして、有識者等から意見を聴取した結果、このマニュアルで勧告されていた「派遣された研究者」の取扱いについて、今回の変更計画において対応することとしたということで、こちらについては既に御確認いただいたとおり、前記1の(2)で確認していただいたところでございます。

3つ目の「消費税の取扱いの検討」につきまして、こちら「総務省は」で、現状、ほぼ全ての調査対象において税込みで回答されているところで、ここで選択式を導入しますと、 税抜き回答が大きく増加することが予想され、結果利活用の面で逆に大きな影響を及ぼす ことについて懸念が生じたということで、以後、従来どおりの税込みの回答方式を維持することとしています。

これらにつきまして、この総務省の対応状況の適否等について御確認いただく必要があるかと考えてございます。

論点は大きく3つでございます。まず、論点aとしまして、「開発研究」の定義変更に伴う対応について、報告者の回答状況、それから集計結果の影響に関する検証方法及び検証結果はどのようになっているか。論点bとしまして、「フラスカチ・マニュアル等への対応」について、同マニュアルで勧告されている事項への対応状況はどのようになっているか。論点cとしまして、「消費税の取扱いの検討」について、回答方式の検証方法及び検証結果はどのようになっているかにつきまして、御確認願います。

事務局からは以上になります。

- ○椿部会長 どうもありがとうございました。それでは、各論点に対する回答につきましては、調査実施者の総務省からよろしくお願いいたします。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 資料3の24ページ、論点aの回答を説明 させていただきます。

まず影響、定義を変更したので影響があるかもしれないから検証するようにと御指摘を 受けていたところであります。

この検証に関しましては、調査に回答した企業のうち500社、500社というのは、下にアンケート送付条件が記載してあるのですけれども、平成28年、29年に回答いただいていて、平成29年で研究開発の回答があって資本金10億円以上で、比較的研究費の大宗を占める大きな企業に確認させていただいています。それで、アンケートを500社に行いまして、445社から回答を頂いております。

そのうち、1ページおめくりいただきまして25ページですけれども、アンケートの聞き 方は、「研究開発」の定義において、下記の変更を行いました。今回の変更に当たり、貴社 の範囲はこれまでと変更がありましたかとストレートに聞いています。

その下に表で結論が出ていまして、アンケートの結果ですけれど、特に変わらないというのが441件で99.1%。変わったと答えた企業は4件ですけれども、その4件について、例示に「サービス」が加わったのでサービスを追加したというのはゼロで、その他の研究を追加したというのが4件であったということであります。

行き来して恐縮ですけれども、24ページの回答に戻っていただきまして、そういう状況であったということです。アンケートの結果は今申し上げましたが、2段落目の2行目の「また」からです。「開発研究費」の範囲が変わり、その他を追加した4件について、研究内容及び性格別研究費の前年度比較を見ると、いずれも応用研究費の減少を伴う形で開発研究費が増加したため、何かを追加したと書いているのですが、それぞれの研究開発が進んで、それが「開発研究費」に追加になったと解せるものかなと理解いたしました。ということで、研究開発の定義変更に伴うものではなかったのではないかと、我々としては推察しております。

このことから、研究開発の定義変更による報告者の回答への影響は、ほぼ回答ぶりから

見てもなかったのではないかと考えていることが1つ目でございます。

25ページの下段ですけれども、集計の内容に関しても一応確認をさせていただきました。 恐縮ですが、26ページの下のグラフを御覧願います。サービス業、非サービス業で、各調 査年でゼロより上だったら去年よりも増えた、ゼロより下だったら去年よりも研究が減っ たと御覧願います。

平成29年に変更をしているのでここが増えやすいのではないかということですが、字はいっぱい書いていますけれど、端的に申しますと、平成29年はへこんでいるため、ここでどっと増えたと解釈するのも難しいので、あまり影響はなかったのではないか、集計結果からもそのように見えるのではないか、というふうに我々は理解をしています。

以上が、今回の検証の結果となります。

続きまして、論点 b、資料27ページですけれども、フラスカチ・マニュアルの対応状況 について、どうなのかでございます。

フラスカチ・マニュアルの対応については、国際機関からの要望、政策上の必要性の有無、それから報告者負担、結果精度の確保等を総合的に勘案して、入れるか入れないかを判断して取り組ませていただいています。これまで統計委員会の指摘や、2015年に行われたフラスカチ・マニュアルの改定を踏まえた対応状況は、一応指摘を頂いたものについては、何らかの答えを出させていただいて、難しいものももちろんありますので、それを含めて、対応したり、難しいからできないということをきちんと御説明させていただいたりしています。今回は、諮問第92号の答申において「今後の課題」とされた事項について検討させていただいたところです。

28ページですけれども、フラスカチ・マニュアルでは、研究開発に係る人員と支出を整合させて把握・報告することで、派遣ですね、組織内の人かどうかを、きちんと費用面でも分けて把握すべきという課題の対応について検討させていただきました。これについては、これまで御審議いただいたとおり、調査項目を追加又は分割して対応していくことにしております。

1つ目のアの人数の把握についてですが、端的に申し上げますと、外部従業者をきちんと分けて、下の表を御覧いただきたいのですけれども、フラスカチ・マニュアルに合わせて内部従業者と外部の方をきちんと今回分けることにしましたので、現在の科学技術研究調査の範囲に加えて、それぞれの各機関で、内部、外部といった人に分けるフラスカチ・マニュアルの対応をさせていただいたということで、人数に関して、これできちんと情報提供ができることにもつながります。

続きまして、次のページを御覧願います。実際、調査事項は、それぞれの各区分に応じて、女性も把握しますので非常に増えているわけですけれども、研究関係の内数として「労働者派遣法に基づく派遣労働者」の区分を追加し、外部従業者の数を把握した上で、内部従業者については、研究関係従業者数から外部従業者数を差し引くことで算出を、企業、非営利団体・公的機関はしていきます。

それで、次の大学等の調査では、研究者の従業者の内数として、派遣の区分を追加して、 外部の数を把握して、本務で派遣に該当する者は兼務の実数として運用で把握することに しております。

次のページ、細かくて恐縮ですけれども、そのほかにも、きちんと対応できるように、 大学博士課程の在籍者及びその研究員については、雇用関係のある者を内部従業者として 扱うようにするために、内数として「大学院博士課程の在籍者のうち雇用関係を有する者」 と、「その他の研究員のうち雇用関係を有する者」を追加して、適切に把握をしていくとい うことです。

最終的にはそこに細かく書いていますけれども、差引きをしながら適切に数値を提供できるようにしていくというものでございます。

最後に31ページを御覧いただきたいと思います。費用関係を分離するようにというふう にフラスカチ・マニュアルで言われていますので、これらの人材に対する費用は、内部従 業者は経常的経費のうち「人件費」として、外部従業者は「その他の経常的経費」として 把握することを勧告されています。

現行の調査は、派遣者に係る費用も「人件費」に含めて把握をしていますが、「その他の経費」の内数として「うち派遣労働者に関する費用」の項目を今回設けていますので、この内容で把握をするということでございます。併せて、有形固定資産の購入費では「土地・建物」で一つになっているわけですが、フラスカチ・マニュアルの区分を踏まえて「土地」と「建物」に分けるという対応をさせていただいたところでございます。

これが今回、フラスカチ・マニュアル対応の調査事項の区分との関係の説明になります。 最後ですけれども、論点 c への回答、消費税の取扱いにつきまして、回答方式の検証結 果はどうなっているのかということでございます。

今回、当方の研究会の内容、議論で大変恐縮なのですけれども、我々が科学技術研究調査を変更する計画案を統計委員会にお諮りする前に、有識者の意見を聞く場を何回か設けて議論させていただいたところです。それで、この場において、消費税の取扱い、税込みまたは税抜きを報告者が選択できる方法、これが報告者負担の軽減につながると考えましたので、これにつきまして、導入の検討を行わせていただきました。

この研究会では、まず、総務省からですけれども、消費税の取扱いの選択方式を導入することで、報告者負担を軽減するという方向で、税抜きで回答があった場合は統計調査のガイドラインに基づく税込み補正を導入すること。

それから経理項目について、税込み・税抜きの混在集計とせざるを得ないので、その混在集計とする上で参考値として税込み補正した売上げと、補正した社内研究費を提供するといった対応をしたいということで、学識者の意見を聞かせていただいたところです。

しかしながら、研究会では、下の表を見ていただきますと、現在は、税抜きの場合は備 考欄にきちんと書いてくださいと調査の運用をさせていただいているのですけれども、そ の結果から見ますと、ほぼ全ての客体において、税込みで回答をしていただいている状況 でございます。

消費税の取扱い選択式を導入することで、特に学識者の会計関係に詳しい方から、そういう選択肢を導入すると、企業は消費税を抜いて出すケースが多くなりましたということで、税抜きの回答が大きく増加することが予想されるということでございました。そうい

った状況で、調査結果の利活用の面で非常に大きな影響を及ぼすと、利活用される方から極めて強い懸念が示されまして、学識者の方のその場の理解を得ることはできなかったことがございます。

そういったことを踏まえますと、今回、現状では税込みで記載いただいている前提で、 利活用を含めた調査結果の影響を考慮し、消費税込みの回答方式を現状どおり維持させて いただきたいということで調査実施者としては考えておりまして、この点、御理解願いま す。

私からの説明は以上です。

○椿部会長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員の皆様方、ただ今の説明に対して御質問あるいは御意見のある場合、 御発言いただければと思います。よろしくお願い致します。いかがでしょうか。

成田臨時委員、よろしくお願いします。

- ○成田臨時委員 少しこの論点とずれるかもしれないですけど、この御説明の中で、開発研究と研究開発が混在しているのですけれども、それは統一しなくてよろしいのでしょうか。私、企業会計としては研究開発が一般的なのですけれども、すみません、よろしくお願いします。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 すみません。従来から開発研究で使用させていただいていまして、あまり深く振り返ってはいないのですけれども、何か補足があれば。
- ○**成田臨時委員** ただ、今、御説明の31ページとかが、研究開発支出額って書いてありまして、研究開発と書かれているのです。
- ○椿部会長 科学技術研究調査の、確か、研究の分類ですよね。基礎的な研究とか何かそ ういうものの中に。
- ○成田臨時委員 研究の分類が開発研究で。
- ○椿部会長 そうですよね。私は何かそういう記憶なのですけれど。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 失礼しました。
- ○成田臨時委員 そういうことですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 研究の分類を、基礎、応用、開発と区分 するときに開発研究と使っています。失礼いたしました。
- ○成田臨時委員 だけど、支出費の場合は研究開発費になると。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 そのとおりです。
- ○成田臨時委員 分かりました。
- ○**椿部会長** どうもありがとうございました。研究の分類は本当に難しいと思います。 ほかに御意見ないし御質問はございますか。

科学技術研究調査は、調査事項の整理がなかなか進まないというのが第一に感じるところですけれども、これは前回の菅臨時委員からの記入者負担の指摘もあったところです。

前回、少し問題になっていましたが、今回もこれをそのままにしてくださいということが、最後の話がメインだったと思いますけれど、これはやむなしと私も思いますけれども、

委員の方などから御意見等あればよろしくお願いいたします。

特によろしいですか。特に、先ほどの御説明に関しまして確認がございましたけれども、 一応この部会の中で、異論はなかったと判断いたしますけれども、よろしいでしょうか。 特に御異議がなければ、課題への対応は適当と整理させていただきますけれども、よろし いでしょうか。

# (委員了承)

○椿部会長 どうもありがとうございます。では課題への対応については、部会としては、 適当と整理させていただきます。

それでは、今回の諮問事項につきましては、一通り審議を終えたと思いますので、審議のまとめに入ってまいります。

資料4を御覧願います。資料4は、前回の部会の審議を踏まえて、今後取りまとめられるであろう答申案の素案として作成したものでございます。

本日の部会の審議を踏まえて記載する部分はペンディングとしていますが、調査計画の 変更内容など事実関係に関する部分につきましては、記載しております。

それでは、具体的な審議に入ります前に、私が考えております答申案の取りまとめの方法について、御説明します。まず、事務局から簡潔にこの答申案の素案について説明いただきます。その後、事項ごとに、これが部会での審議内容を踏まえた適切な記載内容となっているかどうか。ほかに修正や追記すべき事項があるかどうか、また、本日審議した部分について、どのような方向性の整理にするかについて、今日の議論につきましては先ほどの修正ぐらいだったと思いますけれども、一応、臨時委員の方に御意見頂き、本日の部会では、答申案について認識の共有ができればと思っております。その上で、私の方で、表現ぶりを整理した答申案の文案を作成し、委員の皆様に御確認いただく形にします。

以上のとおり進めてまいりますけれども、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。御異議ございませんか。よろしいですか。

それでは、今申し上げましたように、まず、資料4に基づき、答申案の素案の構成につきまして、事務局から簡潔に御説明願います。よろしくお願いします。

○中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官 今、画面に表示されております資料4に基づきまして、簡単に紹介させていただきます。

まず、本資料の趣旨の部分につきましては、先ほど椿部会長から御紹介いただきましたとおり、この資料は前回の6月1日の部会で審議された内容を踏まえまして、答申案の素案ということで作成したものということで、本日の審議を踏まえて記載する部分は「P」としておりまして、ただ、本日の審議の部分についても事実関係に関する部分については記載をしておるところでございます。

諮問第154号の答申ということで、基本的な構成は通常の答申と同様でございまして、この「記」と記載してある下に、1番、本調査計画の変更としまして、(1)として承認の適否で、全体の審議の結果、適当である、もしくは、何か条件付ということで、これについては後ほど御審議いただければと思います。

次、(2)理由等で、具体的な項目に沿って、変更の内容とそれに対する委員会としての

御判断を順次並べている形になってございます。

大きく理由等のところは3つです。アとしまして、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の同時・統一的実施で、表1で変更内容、表2でデータ移送の対象となる調査事項で、黄色の部分がその変更部分となってございます。

それから、それについての判断で、その後、順次、同様な形で、次のページのイが科学技術研究調査の変更で、科学技術研究調査につきましては、その下に、更に(ア)の調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更で、その内容については3ページ目の表4がございまして、具体的には、調査票甲(企業A)の調査対象に共同研究開発等を行う会社を追加することですとか、その下に(イ)としまして、調査事項及び集計事項の変更で、4ページから5ページにかけて表5で調査事項、変更内容、変更理由を列記しておりまして、こちらは先ほどの審査メモからの抜粋となってございまして、こちらについても御確認をいただいたところで、この5ページの表の下のこれらについては「P」としてございますが、こちらについては、科研費等のデータベース化が進んでいるのでその活用の検討が、前回、宿題事項として残っておりましたので「P」としてございましたが、そこについても、本日、特段の異論はなかったのかなと理解しております。その下の(ウ)が、こちらも本日御確認いただきました、前回の諮問第92号の答申における「今後の課題」への対応状況についてで、こちらにつきましても、前回の課題をここに列記しまして、これらについては御確認いただいて、特段の問題はなかったのかなと理解しております。

その後、6ページのウとしまして、経済産業省企業活動基本調査の変更で、こちらも、まず(ア)調査事項の変更で、表6に整理番号1から5まで、調査事項、変更内容、変更理由を一覧にしてございますが、本日御確認いただいた①組織再編行為の状況、この選択肢の詳細化につきましては、元々の変更案が7項目でしたが、これを8項目にされるということで、これについては修正が必要であるという記載ぶりになるのかなと理解しております。

最後は7ページでございますが、(イ)が前回の答申、諮問第103号の答申における「今後の課題」への対応状況でして、こちらにつきましては、前回6月1日の部会で御確認いただきまして、かなり適切に対応していると判断できるということで、適当と整理されるのかなと考えてございます。

駆け足になりましたが、現時点での素案の内容につきまして紹介させていただきました。 〇椿部会長 どうもありがとうございました。それでは、答申案の素案について、先ほど 申し上げましたように項目ごとに審議できればと思います。

最初に、資料4を見ていただいて、まず、1ページの(1)承認の適否ですけれども、 これは全ての議題、議事が終わってから、改めて確認させていただくことにしますので、 よろしくお願いします。

次に、1ページ及び2ページのアの科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の同時・統一的実施についての答申案について審議いたします。これは先ほど説明があったとおりですけれども、前回の部会の審議を踏まえて、2ページの最後の段落のこれらに

ついてはというところ以降にありますけれども「公的統計の整備に関する基本的な計画」で示された方向性を踏まえたものであると。それから、両調査の重複是正及び報告者負担の軽減に資するものであるということで、本部会としては適当と整理してはどうか、ということが、前回の部会の審議状況でございましたけれども、これにつきまして何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。これは一応、前回確認できたことではないかと思います。もう特に御 異論がなければ御了承していただいたと整理させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、この部分に関しては適当と整理させていただきます。

続きまして、2ページの下の、イの科学技術研究調査の変更の(ア)調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体について、になります。こちらにつきましても、前回の部会の審議を踏まえて、3ページの最後の部分これについては、の以降にあるとおりですけれども、大学及び研究開発法人が出資した会社への研究資金の流れを正確に把握する必要があるとの行政ニーズに対応するものであることから、部会としては適当と整理したらどうかと考えているところです。これにつきましてもいかがでしょうか。特段何か追加の意見あるいは御議論等あれば承ります。

よろしいですか。これも一応、前回議論したことかと思いますけれども。それでは、これにつきましても特に特段の異論がないということでございますので、原案どおり適当と整理させていただきます。どうもありがとうございます。

その次に移らせていただきます。 3ページの下ですけれども、 3ページから 5ページにかけての(イ)調査事項及び集計事項の変更ですが、これにつきましても、前回の部会において、変更内容について、特段反対の意見等はございませんでした。それから、本日の審議におきまして、先ほどもありましたように府省共通研究開発管理システム、 e-R ad というシステムですかね。あれに登録された研究者情報の利活用の可能性について検討しましたけれども、利用規約においてそもそも情報の利用目的がかなり制限されてしまっているために、現在の時点では、この情報を本調査に活用することは難しい、困難である、という御説明は我々納得した形になっております。

一方、先ほど申し上げましたけれども、調査実施者として引き続き報告者負担の軽減に 資する行政記録情報などの存在が確認され次第、利活用の可能性としてアンテナを張って いただくと。そういうことについては検討していただけると思いましたので、私どもとし ては評価したいと思います。よろしいですかね。

基本的に、ここにつきましても、前回の部会、それから今日伺った御説明、審議を踏まえて、科学技術に関する施策の傾向、動向などを踏まえた変更であり、かつ国際比較可能性の向上に資することを一貫していただいておりますので、部会としては、適当と整理してはと考えているところですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 もし御意見がなければ、少しよろしいですか。

- ○椿部会長 是非、総務省の方からよろしくお願いします。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 実施者側から申し訳ございません。確認だけさせていただきたいのですけれども、調査事項に関しましては、前回資料の2の9ページで、論点として、事務局から、調査事項全体について報告者負担の軽減の観点から削減の余地等ありませんかと論点を頂戴しました。資料3の24ページですが、今回の変更案では増やす一方だったけれども、調査実施者としては重要だと考えるため、今後に向けて具体的に御指示があれば検討していきたい、とお答えさせていただいたところでございます。

その一環として、行政記録情報についてもちろん検討させていただきたいと思いますけれども、前回の議論で、菅臨時委員から、例えば調査の重さとか事項の重さとかで考えたらどうだと御意見も頂いたところでございます。我々として最後に確認したいのは何かと申しますと、それを宿題として、ミッションを負うのか、それともお任せするスタンスなのかを御確認させていただければと思います。

- ○椿部会長 どうもありがとうございます。本来、課題を付けることについて、調査実施者から発言があるというのは。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 前回の議論を踏まえた確認です。
- ○椿部会長 確認ですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 なければないで結構です。
- ○椿部会長 ありがとうございます。いかがでしょう。今、言った点に関して、もちろん 十分認識してくださっていることは我々よく承知していることですけれど。委員の皆様方 から、今の御発言に関して、何か御意見あればよろしくお願いします。
- ○**菅臨時委員** すみません。簡単にもう一度教えていただけますか。今、よく聞こえませんでしたので。
- ○椿部会長 よろしくお願いします。
- ○上田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 調査事項の削減に関しては、調査実施者 としては、統計委員会に対して、ミッションとして明確に負うのか負わないのかを確認し たいと申し上げました。
- ○椿部会長 具体的に言うと、課題に対して、今後、調査事項の削減に対して努力すべき であるようなことを我々が答申の中に盛り込むかどうかを端的におっしゃられた、そうい うことに聞こえましたけれども。
- ○**菅臨時委員** 意見なのですけれども、やはりこの報告者負担の軽減の観点からとあるのですけれども、この科学技術研究調査に関し、これは非常に難しくて経済産業省企業活動基本調査と研究調査では違うと思うのですけれども、報告者負担に関して非常に深刻であることが問題になっているかどうかがまずあると思うのです。

問題になっているのであれば軽減をしなくてはいけないわけで、ただ、問題になってないのに軽減する必要はない気もするのです。何をもって報告者負担があるかを判断するものは、まだ共通見解がないようにも思われるのですけれども、例えば、具体的な報告者からクレームが来ているとか、あるいは回答率が悪いとかあると思うのですけれども、負担

を軽減することが目的ではなくて、その報告者の負担度のために、結果的に本業といいますか、例えば研究開発の調査であれば、実際の研究活動ができなくなることが問題なのであって、そういうのがなければ別に軽減する必要はないと思われるので、むしろその報告者負担を的確に把握し、問題があるのであれば軽減しましょうというのが形なのではないかと思うのですけれども、これだけ読むと何か、軽減することが目的化してしまっているような感じがあって、そうではないのではないか。本業に支障が出るかどうかではないかと私自身は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○椿部会長 大変重要な論点といいますか、そのとおりだと私も思いますけれども、基本的に調査実施者の立場を代弁するものではないですけれども、通常の調査に比べると、調査項目が非常に大きくなっていく傾向が年々見られたことの問題意識はあったのかとは思います。けれども、ただ、菅臨時委員がおっしゃられた、そもそもこれは報告者負担がどの程度であるかについてきちんと配慮をした上で適正化を図るというのが、非常に筋の通った話だと私も思います。

これについては、その元々の報告者負担の実態について、今御意見があったようにきちんと把握をして、将来の改定に臨むべきである、その程度の言い方がやはり一番妥当ではないかと思います。

菅臨時委員、そういう形で少し意見を付けることでよろしいでしょうか。

- ○菅臨時委員 結構だと思います。
- ○椿部会長 どうもありがとうございます。では一応そういう形で、少し意見を表明させていただくことにしたいと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、頂いた意見も踏まえて、実際にこの項目変更に関して今回適当と判断しますけれども、一応、附帯意見として、今後この科学技術研究調査のいわゆる被調査者の負担をきちんと把握した上で、今後の項目変更、項目追加等に対処するべきであるという趣旨のことを課題に組み込ませていただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは、ほかよろしいでしょうか。今のような形で部会の結論とさせてください。

次に、今後の課題への対応状況です。 5ページから 6ページの (ウ) の今後の課題への対応状況になります。

こちらにつきましては、本日の審議の中で、特に異論はなかったと判断しておりますので、適当と整理させていただくことでよろしいでしょうか。特に、御意見、御異論ございませんでしょうか。

それでは、部会の結論としてここの部分は、適当と判断、整理させていただきます。

次に、今度は経済産業省企業活動基本調査の変更に関してですけれども、6ページのウの経済産業省企業活動基本調査について、前回の部会において、調査事項の変更についておおむね適当と整理しましたけれども、今日ありましたように、本日の審議で、事業譲渡の選択肢、その7項目から8項目にするということがありました。文言的にも「一部」というものがなくなってくるような話が出てきていますので、選択肢の表記中の一部の文言の削除、それから受渡しの方の追加、一応部会としては、それをそのように修正すること

とした上でおおむね適当と整理すると、そういう形になるかと思います。

いかがでしょう。この点につきましても、前回と今日の審議を踏まえれば、かなり実態を正確に把握する観点とか報告者負担とかについて、今申し上げましたように、おおむね適当という判断でよろしいかと思いますし、前回の問題提起に対してきちんと答えていただいたと思います。その上で、調査計画も修正して整理いただいたため、今のような判断でと思いますけれども、特に御意見ございますか。よろしいでしょうか。

特に御意見、御異論なければ、今のような形で整理させていただきます。どうもありが とうございました。

いずれにせよ、最終的な部分については、一度確認いただきたいと思いますので、それ はよろしくお願いいたします。

7ページの(イ)の今後の課題についての対応状況です。こちらにつきましても、7ページを見ていただければ分かりますように、調査の継続性の観点から、引き続き、現行どおりの定義・範囲により把握を継続する一方で、法人企業統計調査と本調査の双方に回答している報告者において記入範囲に紛れが生じないように調査票に具体的な注釈を付すとしており、これにつきましても、本部会としては適当と整理したいと考えておりますけれども、御意見あればよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、対応につきましても適当と整理させていただきたいと 思います。

それでは、以上で各項目について部会の結論が得られたと思いますけれども、また1ページに戻っていただきまして、承認の適否になります。これまでの審議の結果を踏まえて、 経済産業省企業活動基本調査の(ア)調査事項の変更における組織再編行為の状況の選択 肢を一部修正することを条件にした上で、本調査の変更を承認して差し支えないと考えま すけれども、よろしいでしょうか。

よろしいですか。特に追加の御意見等ございませんでしょうか。

それでは、この部分に関しても適当と整理させていただいた上で、今後、私の意向で答申案を整理し、7月上旬をめどに、委員の方々に回覧してお目通しいただいて確認をお願いします。

なお、確認のプロセスでいただいた御意見があった場合の取扱いにつきましては、恐縮ですけれども、私に一任させていただければと思います。これらの確認が終了した時点におきまして、7月上旬から中旬におきまして、最終的な書面決議を行いたいと考えております。そのような扱い、プロセスでよろしいでしょうか。特に御異議ございませんか。

### (委員了承)

○椿部会長 どうもありがとうございました。ではそのように進めさせていただきます。 また、前回の部会から本日の部会に関係した審議内容につきましては、6月30日に開催 予定の統計委員会で私から報告させていただきます。ほぼ答申の方向も決まってはいるの ですけれど、部会の中間報告ということでやると思います。よろしいでしょうか。

大分早く進んでしまったので申し訳ないですけれども、以上をもちまして、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について、Web会議ではございますが、

皆様方に御参集いただく部会審議については終了となります。非常に効果的、効率的、積極的に審議に御参加いただいたことを心から感謝申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項をよろしくお願いいたします。

○柳堀総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官室主査 先ほど部会 長から御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会審議としては本日で終了とし、 後はメールのやり取りで答申案をまとめてまいります。

答申案につきましては、部会長と御相談の上、6月の統計委員会終了後をめどにお示しいたしますので、御確認いただければと存じます。御確認いただき、必要な修正をした答申案についての最終的な書面決議については、7月に入ってからを考えておりますので、御承知おき願います。

また、本日の部会の結果概要については、事務局で作成次第メールにより照会いたしま すので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○椿部会長 どうもありがとうございました。

それでは、答申案の確認にはもう少しお手数をかけることになりますけれども、引き続きよろしくお願いします。部会の審議に御協力いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。